

まち・ひと・しごと創生総合戦略(政策パッケージ全体像及び文科省関係概要)

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

- ◎地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
- ◎地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備
- ◎地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備

(イ) 地域産業の競争力強化(累積横断的取組)

- ◎包括的創業支援
- ◎地域を担う中核企業支援
- ◎新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進
- ◎外国企業の地方への対内直接投資の促進
- ◎産業・金融一体となった総合支援体制の整備
- ◎事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

(ウ) 地域産業の競争力強化(分野別取組)

- ◎サービス産業の活性化・付加価値向上
- ◎農林水産業の成長産業化
- ◎観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
- ◎地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化
文化・芸術・スポーツを地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口増や移住につながるなどの地域活性化の取組を支援。
- ◎分散型エネルギーの推進

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

- ◎若者人材等の還流及び育成・定着支援
- ◎「プロフェッショナル人材」の地方還流
- ◎地域における女性の活躍推進
地域における女性の活躍を推進するため、地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組を進める。
- ◎新規就農・就業者への総合的支援
- ◎大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援
大学・高等専門学校等において地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発等を行うことにより、地域を担う人材育成を促進。
- ◎若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現
学習活動を通じた高齢者等の地域活動への参画の促進。

(オ) ICT等の利活用による地域の活性化

- ◎ICTの利活用による地域の活性化
- ◎異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 地方移住の推進

- ◎地方移住希望者への支援体制
- ◎地方居住の本格推進
- ◎「日本版CCRC」の検討
- ◎「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

- ◎企業の地方拠点強化等
- ◎政府関係機関の地方移転
- ◎遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

(ウ) 地方大学等の活性化

- ◎「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

① 知の拠点としての地方大学強化プラン(地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進)

② 地元学生定着促進プラン(地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)
学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を活かした教育活動を進め、全小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築。さらに、キャリア教育や地域に誇りを持つ教育を推進。

③ 地域人材育成プラン(大学、高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成)

地方公共団体や企業等と連携して、地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学や、高度な専門的職業人材の育成を担う専修学校、専門高校等の取組を推進するとともに、専門高校等における職業教育の充実や、卒業生が地元企業等が求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を推進する。

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ア) 若い世代の経済的安定

- ◎若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進
- ◎「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

(イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- ◎「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等

(エ) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)

- ◎長時間労働の見直し、転勤の実態調査等

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

子育てや教育に要する費用負担の軽減が重要。「放課後子ども総合プラン」を着実に実施し、一型体を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的整備を推進。

- ◎子ども・子育て支援の充実

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点(多世代交流・多機能型)」の形成

- ◎「小さな拠点(多世代交流・多機能型)」の形成
文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動などにより、地域コミュニティの活性化を図る。

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

- ◎都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成
- ◎地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

(ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保

- ◎大都市圏における医療・介護問題への対応
- ◎大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

- ◎公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進
- ◎インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

(オ) 地域連携による経済・生活圏の形成

- ◎「連携中核都市圏」の形成 ◎定住自立圏の形成の促進

(カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

- ◎消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

(キ) ふるさとづくりの推進

- ◎「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略(抄)

2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方大学等の活性化

【施策の概要】

(前略)

さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていく。

(中略) こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する

【主な施策】

- ◎ (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

- ② 地元学生定着促進プラン(地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)

(前略)

また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めることにより、全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や、地域に誇りを持つ教育を推進する。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点(多世代交流・多機能型)」の形成

【施策の概要】

(前略) 基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点(多世代交流・多機能型)」において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

【主な施策】

- (4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといった学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて ～全ての学校が地域とともにある学校へと発展し、子供を中心に据えて人々が参画・協働する社会を目指して～

(平成27年3月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議)

現状

- 社会の動向、子供たちの教育環境を取り巻く状況
 - ・人口減少の進行、グローバル化の進展、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、子供たち・学校を巡る複雑化・多様化の課題
- コミュニティ・スクール等の現状と課題等
 - ・学校に対する保護者や地域の理解の深まりや特色ある学校づくり等の成果の一方、取組に地域差。また、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の更なる連携が必要な状況。

今後の目指すべき基本的方向性

社会総掛かりでの教育の実現

- 現在の子供や学校の抱える課題の解決、子供たちの豊かな成長のためには、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠。

地域とともにある学校づくりの一層の推進

- 地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指し、その中核にコミュニティ・スクールを据え、設置促進を図っていくべき。

学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の人々のつながりを深め、コミュニティの活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していく視点も重要。

コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策(提言)

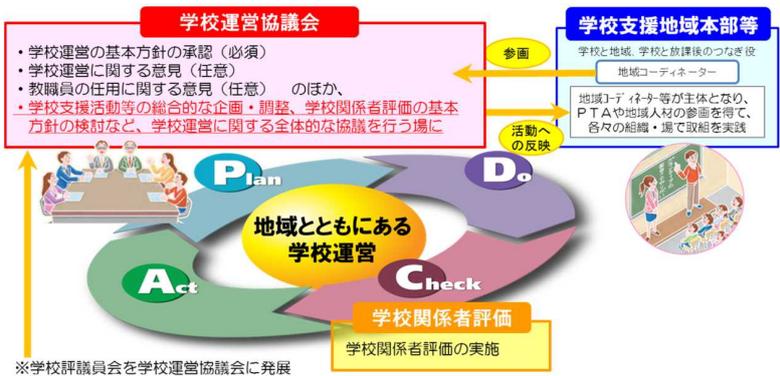
<国における推進方策>

1. コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の取組の一体的な推進

- 学校運営協議会の機能と、学校支援や学校関係者評価等の機能を一体的に推進し、学校運営の改善を果たすPDCAサイクルを確立
- ⇒ 学校支援地域本部等の取組から学校運営協議会への発展、学校関係者評価委員会から学校運営協議会への発展等を促進

【推進のための具体的方策】

- ・一体的に推進する取組に対する重点的支援
- ・コミュニティ・スクール設置の手引きの改訂
- ・CSマイスター、地域コーディネーター等の連携による推進運動等



2. 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化

- 組織としての力を最大限発揮するため、マネジメント力の強化が必要
- 【推進のための具体的方策】
 - ・教職員の研修機会・内容の充実に向けた支援
 - ・教員養成段階における地域との連携・協働に関する意識付け
 - ・地域連携の中核となる教職員の明確化、事務機能の強化

3. 地域の人々や保護者等多様な主体の参画の促進

- 保護者や地域が学校運営に対する意識を高め力を合わせる必要
- 【推進のための具体的方策】
 - ・保護者、地域関係者を広く集めたフォーラム等の開催、研修への支援
 - ・学校支援地域本部の設置促進、地域コーディネーターの育成・機能強化

4. 協働による学校を核とした地域づくりの促進

- 地方創生の観点等から、学校を核とした地域づくりの動きを促進
- 【推進のための具体的方策】
 - ・学校を核として地域づくりを実現している好事例の収集・発信
 - ・首長部局等との協働による課題解決型学校モデルの構築

5. コミュニティ・スクール等の多様性と裾野の拡大

- 類似の仕組みを段階的な姿として捉え、コミュニティ・スクールへの移行を促進

6. 幅広い普及・啓発と戦略的な広報

- 制度の意義・成果等への理解を促すための教育長等への働きかけの促進

7. 魅力(インセンティブ)の提供

- 教職員体制の整備充実など体制面・財政面等の負担の解消に向けた支援

8. コミュニティ・スクール推進実行プラン(仮称)の策定

- 3,000校の推進目標の先を見据えたビジョンや具体策等を示したアクション・プランの策定・公表

<都道府県・市町村の役割と推進方策>

- 各地方公共団体は、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指し、一層の拡大・充実に向けて取組を推進。
- 教育長や校長が力強いリーダーシップを発揮し、教職員等の研修やフォーラム等の開催による積極的な普及・啓発等を推進。

今後の学校運営協議会制度等の在り方(提言)

- 国は、以下の検討の方向性を踏まえ、引き続き具体的な検討を進める。

1. 現行の学校運営協議会の機能の取扱い

- 現行の学校運営協議会の機能は、引き続き備えるべき。特に、教職員の任用に関する意見の取扱いについて適切な理解を促す一方、当該機能を主活動に位置付けない柔軟な運用も提示。

2. 学校評議員から学校運営協議会への移行の促進

- 公立学校について、学校評議員から学校運営協議会への移行を積極的に促進。

3. 学校支援に係る機能の明確化

- 地域住民等の理解や協力、参画等が促進されるよう、学校運営協議会の機能の一つとして、学校支援活動等の総合的な企画・調整の機能の明確化を検討。

4. 学校関係者評価に係る機能の明確化

- 学校運営協議会制度と学校評価の制度を有機的に組み合わせ、両者を一体的に推進。

5. これからのコミュニティ・スクールの制度的位置付け

- すべての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するために、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討。

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について (第六次提言) 概要

平成27年3月4日 教育再生実行会議

<将来予測>

- ・ 今後10～20年程度で、47%の仕事が自動化
- ・ 小学校に入学した子供の65%は大学卒業後、今存在しない職業に就職
- ・ 頭脳労働までもがコンピュータにより代替

<今後の教育の在り方>

- ・ 社会に出たあとも学び続け、新たに必要とされる知識や技術を不断に身に付けること
- ・ 仕事以外の時間を創造的、生産的に過ごすための学びの機会を提供

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

<方向性・理念>

- ◎ 「教育」の力で地域を動かす
- ◎ 小中学校等で、地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む
- ◎ 地域の産業、担い手を育てる大学等をつくる

<コミュニティ・スクール関連部分>(抜粋)

2. 教育がエンジンとなって「地方創生」を
◎地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む
(前略)

少子・高齢化が進展し、地域コミュニティに多様な機能が求められる中で、学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割を果たすことが求められます。こうした観点から、全ての学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール化を図り、地域との連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり(スクール・コミュニティ)への発展を目指すことが重要です。その際には、学校教育と社会教育が一体となったまちづくりの視点も重要です。

(後略)

(教育機関を核とした地域活性化)

○ 国は、コミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の存在を解消し、一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援などに努める。そして、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。

地方公共団体は、国の支援策も活用して、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指す。その際、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置することや、地方公共団体の判断により、小中一貫教育の取組と連携して進めることも効果的である。さらに、こうした人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となることを目指す。

学校運営協議会制度に関する 参考資料

学校運営協議会の制度導入に至る経緯について

必要性

- ◆ 国民の**学校教育に対する要請が多様化・高度化**する中で、公立学校が国民の期待に十分応えることができるよう、公立学校の**管理運営の活性化**を図る必要。
- ◆ このため、**地域の住民や保護者がより主体的に学校の運営に参画**することを可能とすることにより、地域の住民、保護者の意向に的確に対応した教育活動を実施し、**信頼される学校づくり**を進めることが重要。

関係答申等

- ★ 教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－
(平成12年12月22日)
- ★ 規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)
- ★ 今後の学校の管理運営の在り方について
(平成16年3月4日中央教育審議会答申)
- ★ 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)

学校運営協議会制度の導入

※平成16年地教行法改正(※第47条の5に規定、平成16年9月9日施行)

1. **教育委員会**は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、**当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。**
2. 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する**地域の住民**、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の**保護者**その他教育委員会が必要と認める者について、**教育委員会が任命する。**
3. 指定学校の**校長**は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について**基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。**
4. 学校運営協議会は、当該指定**学校の運営に関する事項**(5の事項を除く。)について、**教育委員会又は校長に対して、意見を述べる**ことができる。
5. 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の**任用に関する事項**について、当該職員の**任命権者に対して意見を述べる**ことができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、市町村委員会を経由する。
6. 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、5により述べられた**意見を尊重**するものとする。
7. 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
8. 指定学校の指定及び指定の取消しの手続き、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

関係答申等(抜粋)①

●教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－（平成12年12月22日）

4. 新しい時代に新しい学校づくりを

◎新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

新しいタイプの学校の設置を可能とし、多様な教育機会を提供する。新しい試みを促進し、起業家精神を持った人を学校教育に引き込むことにより、日本の教育界を活性化させる必要がある。

提言

(3) 地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（“コミュニティ・スクール”）を市町村が設置することの可能性を検討する。これは、市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置するものである。校長はマネジメント・チームを任命し、教員採用権を持って学校経営を行う。学校経営とその成果のチェックは、市町村が学校ごとに設置する地域学校協議会が定期的に行う。

●規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）

1 教育主体の多様化

(2) コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備【平成15年中に検討・結論】

新しいタイプの公立学校であるコミュニティ・スクールを導入することの意義は、教職員人事を始めとする運営・管理及び教育の実施等について、学校、保護者、地域の独自性を確保する一方で、地元代表や保護者の代表を含む「地域学校協議会（仮称）」に対しアカウンタビリティを負うことにより、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校運営を可能とし、独創性と創造性に富んだ人材の育成に資することにある。これらの点を踏まえ、コミュニティ・スクール導入のための制度整備に関しては、例えばコミュニティ・スクールの設置手続、「地域学校協議会（仮称）」の設置と機能、都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び地域学校協議会の教員任免等に係る権限の在り方等の点について、法令上の規定を設けることを検討する。

●規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）

○ 教育主体の多様化

(1) コミュニティ・スクールの法制化【平成16年度中に措置】

新しいタイプの公立学校であるコミュニティ・スクールは、教職員人事、予算使途及び、教育課程の決定などの学校経営について、学校、保護者、地域の独自性を制度的に担保する一方で、地元代表や保護者代表を含む「地域学校協議会」が地域に対し説明責任を負うという、地域コミュニティに開かれた、責任のある経営体として地方公共団体によって設置される。

コミュニティ・スクールを導入することの意義は、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資することであり、また、その存在が、既存の公立学校システム全体の活性化に資することにある。

よって、平成17年4月の開校に向け、コミュニティ・スクールの設置手続、地域学校協議会の設置手続・構成・機能のほか、学校長及び教職員について、地域学校協議会が人選についての推薦を含め人事に関与し、任命権者は地域学校協議会の意向を尊重することとするなど、人事に関し地域学校協議会の意向が反映されることが確実に担保されるような、学校長、地域学校協議会、市町村教育委員会、都道府県教育委員会等の権限と責任の在り方を定めた所用の法律改正案を可能な限り速やかに国会に提出する。

関係答申等(抜粋)②

●今後の学校の管理運営の在り方について（平成16年3月4日中央教育審議会答申）

第2章 地域が参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方について

1 地域が公立学校の運営に参画することの意義について

- 我が国の公立学校の運営は、関係法令に基づき、教育委員会及び校長の権限と責任の下で行われている。こうした学校の運営の在り方は、学校運営に関する責任の所在を明確にするとともに、一定の教育条件・教育内容を確実かつ均等に保障する上で重要な役割を果たすものであるが、一方で、学校の運営の状況が保護者や地域住民等に分かりにくく、学校の閉鎖性や画一性などにつながりがちであるとの指摘もなされてきた。
- 学校は地域社会を基盤として存在するものであり、充実した学校教育の実現には、学校・家庭・地域社会の連携・協力が不可欠である。これまで、地域に開かれた信頼される学校づくりを目指して、全国の学校で様々な取組が進められてきた。例えば、平成12年に導入された学校評議員制度は、既に半数以上の学校で導入されている。また、学校側からの動きだけでなく、保護者や地域社会からの学校への働き掛けも活発化してきた。例えば、学校支援のための様々なボランティア活動などの取組も各地で進みつつある。
- このような中で、近年、学校と地域社会との連携・協力を更に一段階進め、地域の力を学校運営そのものに生かすという発想が出てくるようになった。平成12年の教育改革国民会議報告においては、「新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する」という提言が行われ、文部科学省では、平成14年度から、モデル校を指定して、新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究を実施している。また、政府の規制改革推進3か年計画（再改定）においては、「コミュニティ・スクール導入のための制度整備」に関して、法令上の規定を設けることについて平成15年中に検討し結論を出すことが決定されているところである。
- 経済・社会の大きな構造改革の中で、可能な限り地方分権を進め、権限と責任を「現場」に近いところに移していこうとする流れが急速に進んでいる。また、従来は公的部門が単独で担ってきた分野についても、住民等に参画を求め、その力を生かすことによってより良い成果を実現していこうとする動きが顕著となりつつある。特に、文化活動や社会教育の分野においては、近年、各地で特色ある取組が見られるようになってきている。公立学校の運営に保護者や地域住民の参画を求めることにより、学校を内部から改革しようという考え方は、このような社会全体の大きな改革の流れの中に位置付けられるものである。
- 都市化の進行等に伴い、多くの地域でかつての地縁に基づく地域社会が容れ、 「地域の学校」という考え方が次第に失われてきた。しかし、その一方で、保護者や地域住民の側に、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする意識が生まれつつある。こうした意識の高まりを的確に受け止め、学校と保護者や地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるような仕組みを構築していくことが求められている。
- 各学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことが期待される。学校においては、保護者や地域住民に対する説明責任の意識が高まり、また、保護者や地域住民においては、学校教育の成果について自分たち一人一人も責任を負っているという自覚と意識が高まるなどの効果も期待される。さらには、相互のコミュニケーションの活発化を通じた学校と地域との連携・協力の促進により、学校を核とした新しい地域社会づくりが広がっていくことも期待される。

- 地域の参画による学校運営は、これまでの実践研究の成果等にも示されるとおり、現行においても、学校評議員制度など各種の制度の柔軟な活用によって、かなりの程度実現することが可能であり、今後ともすべての学校において、地域に開かれた学校づくりを目指した取組を推進することが求められる。
 - 一方で、例えば、学校評議員制度については、その意見を踏まえて教育内容の改善を行うなど、大きな成果を上げる学校があるものの、運用上の課題を抱え、必ずしも所期の成果を上げ得ない学校もある。また、学校評議員制度の、校長の求めに応じて意見を述べるという役割を超えて、より積極的に学校運営にかかわることができるような新たな仕組みを検討すべきとの指摘もある。
 - 今後、公立学校をより多様で魅力的なものとするためには、学校評議員制度に関する運用の改善を図るなど、これまでの取組を更に発展させることが必要である。開かれた学校づくりの原点として、保護者や地域住民が学校に対する様々な意見や要望を、幅広く、また気軽に相談できるような窓口を拡充していくことも重要であろう。
- 併せて、こうした既存の枠組みを超えて、新たに保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って主体的に学校運営に参加するとともに、学校の裁量権を拡大する仕組みを制度的に確立し、新しい学校運営の選択肢の一つとして提供することも必要と考える。今後、こうした新しい学校運営の在り方について更に詳細な制度設計を行った上で、明確な法令上の根拠を与える必要がある。

2 制度化に当たっての基本的な考え方について

(1) 制度導入の対象

- 保護者や地域住民が一定の権限を持って運営に参画する新しいタイプの公立学校（以下便宜上「地域運営学校」という。）に関する制度の導入の対象としては、地域とのつながりが特に深い小学校や中学校が中心になると考えられるが、地域の実情に応じ、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断で、幼稚園や高等学校などを対象とすることも考えられる。
- 地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大するための手段の一つとして新たに制度化すべきものである。したがって、その導入は、すべての公立学校に一律に求められるものではなく、地域の特色や学校の実態、保護者や地域住民の意向などを十分に踏まえて、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の適切な判断により行われることとし、その指定の手続については教育委員会において定めることが適当である。

(2) 基本的な制度の内容

ア 学校運営協議会の設置

- 学校の運営への保護者や地域住民の参画を制度的に保障するための仕組みとして、教育委員会が、地域運営学校の運営について協議を行う組織（以下便宜上「学校運営協議会」という。）を設置することが必要と考えられる。
- 学校運営協議会は合議制の機関であり、その委員としては、児童・生徒の保護者、地域住民のほか、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が適当と考える者のうちから、当該教育委員会において任命することが適当である。委員の数、構成、委員の任命の手続、任期、学校運営協議会の議事に関する事項等については、教育委員会規則において定めることになると考えられる。なお、委員は非常勤の公務員に位置付けられるものと考えられるが、教育の中立性や公正性を確保する観点から、例えば学校運営協議会の委員の任命に当たり守秘義務を課すことなども検討されるべきである。

イ 学校運営協議会の役割

- 学校運営協議会の役割としては、
 - (i) 学校における基本的な方針について決定する機能、
 - (ii) 保護者や地域のニーズを反映する機能、
 - (iii) 学校の活動状況をチェックする機能
 が考えられる。すなわち、学校運営協議会には、例えば、学校における教育課程編成の基本方針、予算執行や人事配置等に関する基本方針等、当該学校の運営の大綱について、校長等の提案に基づいて承認を行うなど、学校における基本的な意思決定に関与する役割を果たすことが期待される。校長は、承認された基本的な方針に基づき、学校運営の責任者として具体的な事項について決定し、校務を行うこととなる。このように、学校の基本方針の決定等に当たり、校長は学校運営協議会に対し十分な説明を行い、相互に意見交換を行うことが必要となるが、この過程を通じて、保護者や地域住民が自らも学校運営に共同責任を負っているとの自覚を深め、校長を中心とした具体的な学校運営の支援に積極的にかかわっていくことが期待される。
- また、学校運営協議会の委員には、保護者や地域住民を代表する立場にある者として、学校に対する保護者の要望や地域ニーズを公平・公正に、かつ、幅広く把握・集約し、学校運営に反映させることが求められる。さらに、基本的な方針に照らした学校の教育活動の実施状況について絶えず目を配り、評価を行い、必要があれば改善を求めるときの働き掛けを行うことなども期待される。
- このような権限を有する学校運営協議会には、自らの活動に関して、保護者や地域住民、教職員等の学校関係者に対して説明を行う責任が生じる。また、当該学校において所期の教育目標が十分に達成されないなどの場合には、委員の解任や学校運営協議会の解散などの形でその責任が問われるものと考えられる。
- 学校にどのような校長や教職員を得るかということは、地域の意向を踏まえた特色ある学校運営の成否に特に重要な影響を与える問題である。このため、実践研究校のこれまでの研究においても、校長を公募し、その選考に学校運営協議会が関与したり、教職員の人事について要望を行うなどの取組が試みられてきたところである。
- こうしたことを踏まえ、地域運営学校においては、現在の校長による意見具申や市町村教育委員会による内申に加えて、学校運営協議会が校長や教職員の人事について具体的に関与することができるようにするとともに、人事に関し最終的な権限を持つ教育委員会においては、地域運営学校制度の趣旨にかんがみ、校長や学校運営協議会の要望等を可能な限り実現するよう努める必要がある。このために、例えば、学校運営協議会が、教職員の公募を求めたり、任用の候補者について要望するなど、学校運営協議会が人事について任命権を有する教育委員会に対して意見を述べることができ、当該教育委員会においては、その意見を尊重して人事を行うなどの仕組みを設けることが考えられる。この場合、市町村立小学校又は中学校の学校運営協議会においては、当該市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会に意見を述べるのが適当と考えられる。なお、学校運営協議会から意見の申し出があった場合、市町村教育委員会は、地域運営学校制度の趣旨にかんがみ、特段の支障がない限り、その意見と同様の内申を行うこととなるものと考えられる。
- また、市町村教育委員会が市町村立小学校又は中学校を地域運営学校に指定する場合、当該学校における教職員は県費負担教職員であることから、教職員の任命権者である都道府県教育委員会に対し事前に協議を行うなどの手続が必要と考えられる。

- 保護者や地域住民に学校運営に当たっての一定の権限を与えること、すなわち、学校運営協議会に具体的にどのような権限を与えるか、その際、校長や教育委員会との関係をどのように位置付けるかなどについて法令上規定することは、現在の地方教育行政制度に全く新しい視点に立った仕組みを導入するものである。このため、その制度化に当たっては、教育委員会の自主的、主体的な取組が促進されるよう、地方教育行政全体の在り方にも照らしつつ、十分な検討を行う必要がある。

ウ 校長の裁量権の拡大等

- 地域運営学校の運営をより効果的なものとするためには、学校の創意工夫を生かした様々な取組が可能となるよう、学校運営の責任者である校長の裁量権を拡大することが重要である。先に述べたように、教職員人事については、学校運営協議会の関与の下、学校の裁量権の拡大を図ることも必要であるが、これに加えて、例えば、地域運営学校の校長に係る裁量経費を増額することや、学校の判断に基づき非常勤講師の採用を可能にすることなど、現行制度の運用の改善等による対応が可能な事柄については、各学校の設置者において積極的な検討を行うことが求められる。
- また、学校の裁量権が拡大するに伴い、校長には、学校を取り巻く地域の様々な関係者と十分なコミュニケーションを図り、相互の連携・協力を確保しつつ、学校の責任者としてリーダーシップを発揮する高い力量が一層強く求められることとなる。国や教育委員会においては、高度な専門性や経営能力など校長として求められる資質や能力の向上に向け、研修等の充実に取り組む必要がある。

(3) 点検・評価等

- 地域運営学校は、これまで行政内部で完結していた学校運営に保護者や地域住民が責任を持って参画するものである。地域運営学校が、公立学校として担うべき公共性や公平性・公正性を担保しつつ、その特色を生かした教育を実践していくためには、当該学校による自己評価が重要である。さらに、学校を設置する地方公共団体の教育委員会において、学校運営協議会の活動も含め、地域運営学校の教育活動を不断に点検・評価するとともに、その結果を例えばインターネット等を通じて情報公開し、その成果を他の学校の教育活動にも生かしていく必要がある。
- 教育委員会が行う点検・評価においては、例えば、学校運営協議会が期待される機能を十分に果たしているか、公立学校としての公共性・公平性・中立性の確保や教育水準の維持等は適切に図られているか、地域の信頼に応える学校づくりに具体的な成果が上がっているかといった観点から、それぞれの地域運営学校の特色に応じた評価項目を定め、適切に実施していくことが求められる。その際、第三者による評価委員会等を設置し、その評価を参考にすることや、保護者や地域住民に広く意見を求めることなども有効であろう。点検・評価の結果によっては、地域運営学校に教育活動の改善を求めたり、その指定を取り消すなどの措置を講じる必要も生じるものと考えられる。
- 地域運営学校の円滑な運営を実現し、所期の目的が達成されるよう、地域運営学校を設置する地方公共団体の教育委員会においては、あらかじめその指定や取消しに関する手続き等必要な事項を教育委員会規則において定めるとともに、地域運営学校の運営に関する調整や評価などを行う組織を明確にするなどの十分な体制整備を図ることなどが求められる。また、国においても、地域運営学校に関する情報の収集・提供や評価方法に関する研究開発等を通じて、新しいタイプの学校運営を積極的に支援していく必要がある。

関係法令(抜粋)

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）抄

第三節 学校運営協議会

- 第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
 - 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
 - 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
 - 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
 - 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
 - 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
 - 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

第二節 市町村立学校の教職員

（任命権者）

- 第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。
- 2 前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第二十五条第二項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」とする。

関係法令(抜粋)

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）抄

（市町村委員会の内申）

- 第三十八条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合
 - 二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合
 - 3 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第一項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

- 第三十九条 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

関係文献(抜粋)

●第四次新訂【逐条解説】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(木田宏著 教育行政研究会編著 第一法規出版)

- 第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
 - 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
 - 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるることができる。
 - 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市区町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
 - 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
 - 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
 - 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

一 本条は、公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、保護者や地域住民等により構成される学校運営協議会を設置できること及び学校運営協議会の委員、権限等について、平成一六年の本法改正により新たに規定したものである。近年、時代の変化に応じて、保護者や地域住民等から、学校教育に対する多様かつ高度な要請や、開かれた学校運営を求める声が寄せられるようになっており、学校運営協議会は、このような要請に応え、公立学校への信頼を更に高めていくため、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に直接参画する方策の一つとして導入されたものである。

二 第一項は、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、所管する学校の中から指定した学校に学校運営協議会を置くことができることを規定している。学校運営協議会は、地域の実情や学校の状況を踏まえ、その学校の地域住民や当該学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者の意向を直接的に学校運営に反映させるか否かについて、設置者である教育委員会が所管の学校ごとに判断を行い、特定の学校を指定して設置することとしたものである。また、学校運営協議会は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園に置くことができる。

学校運営協議会は、教育委員会の管理権限の下、学校管理規則等に基づき、学校の責任者である校長が日常的な学校運営を実施する現行の公立学校の管理運営制度を前提として、校長の管理運営及び教育委員会の任命権の行使上の手続きに関与する機関であることから、地方自治法上の附属機関¹にとどまらず、当該学校の運営について一定の範囲で法的な権限を有する教育委員会の下部組織たる合議制の機関として、教育委員会がその責任において設置するものである。

なお、学校運営協議会を設置する学校については、各教育委員会の判断で「コミュニティ・スクール」等と、適宜名称を付することも可能である。

三 第二項は、学校運営協議会が、一定の権限が付与される機関であることから、その委員については、設置者である教育委員会の責任において人選が行われ、任命するものと規定している。委員は、地方公務員法上の特別職の公務員として身分を有することとなる(地公法三三)。また、その委員は、学校が所在する地域の住民、学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者としており、地域の具体的な範囲については、学校運営の改善を図るために協力を得る必要がある地域はどの範囲かという観点から、学校の設置者が判断すべきものであるが、基本的には、各学校の通学区程度程度の範囲が想定される。なお、「その他教育委員会が必要と認める者」としては、校長、教職員、学識経験者、関係機関の職員等が想定されるが、学校運営協議会は学校の管理運営に一定の権限をもって関与する機関であるため、委員として当該学校の児童生徒を参画させることは想定されていない。

前述のとおり、委員は、特別職の地方公務員の身分を有することから、地方公務員法上の守秘義務(地公法三四条)は課されないが、委員は、協議などを通じ児童生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則において守秘義務を定めるなど適切な対応が必要である。また、委員に対しては、各地方公共団体の条例に基づき、報酬や交通費等の実費が支弁される。

四 学校運営協議会の権限

(一) 校長の作成する学校運営の基本方針の承認(必須)

第三項は、校長は、学校の運営に関して基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないことを規定している。これは、学校運営協議会を通じ、保護者や地域住民等が、校長と共に学校運営に責任を負うとともに、校長が作成する学校運営の基本方針に保護者や地域住民等の意向を反映させることを目的としている。基本的な方針において定めるものは、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項であり、教育課程の編成以外の事項としては、施設管理、組織編成、施設・設備等の整備、予算執行等に関する事項が考えられるが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定めることとなる。校長は、承認された学校運営に関する基本的な方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うことが求められる。ただし、校長は、個々の具体的な権限の行使の在り方や内容について、学校運営協議会の指示や承認を受けるものではない。

(二) 学校運営に関する教育委員会又は校長に対する意見(任意)

第四項は、学校運営協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることを規定している。これは、学校運営協議会が、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認にとどまらず、当該学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を反映させる観点から意見を申し出ることができる旨を明確にしたものである。意見の内容としては、学校管理規則の見直しや学校の裁量拡大、教育課程やその実施状況等についての意見が想定される。

(三) 教職員の任用に関する教育委員会に対する意見（任意）

第五項は、学校運営協議会は、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員²の任命権者に対して意見を述べることを規定している。学校運営協議会の意見は、当該学校の運営の基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標、内容等に適った教職員の配置を求める観点からなされるものである。一方、「採用その他の任用³」とは、採用、昇任、転任であり、分限（免職、休職、降任、降給）、懲戒（免職、停職、減給、戒告）、勤務条件（給与、勤務時間の決定）は意見の対象とならない。

学校運営協議会を設置する学校であっても、市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権に変更は生じないため、学校運営協議会の意見の有無や内容にかかわらず、校長は意見具申を行うことが可能であり、都道府県教育委員会も、市町村教育委員会の内申をまって任命を行う必要がある。その際、市町村教育委員会は、内申の内容について、学校運営協議会の意見の内容との調整に留意する必要がある。また、県費負担教職員に関する学校運営協議会の意見については、市町村教育委員会を經由して都道府県教育委員会に提出される必要がある。これは、設置者としてその内容を了知しておく必要があるためであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではない。

第六項は、任命権者は、職員の任用に当たり、学校運営協議会が述べた意見を尊重⁴するものとするを規定している。学校運営協議会の意見は、任命権者の任命権の行使を拘束するものではなく、任命権者は、最終的には自らの権限と責任において任命権を行使することとなるが、任命権者においては、学校運営協議会の意見を尊重し、その内容を実現するよう努める必要がある。

五 第七項は、学校運営協議会の活動により当該学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合、教育委員会は、指定を取り消し、教育活動の円滑な実施が損なわれないようにしなければならないことを規定している。指定の取り消し事由としては、①委員同士の意見が対立して学校運営協議会として意思形成が行えない場合、②学校運営協議会としての活動の実態が認められない場合、③校長と学校運営協議会の方針が著しく対立し、結果として学校の円滑な運営に支障が生じている場合、④一部ないし全部の委員による偏った運営がなされていると認められる場合等が想定されるが、教育委員会規則によりあらかじめ取消し事由を具体的に定めておくことが望まれる。教育委員会は、学校運営協議会の運営の状況について把握に努めるとともに、必要に応じて学校運営協議会及び校長に対して指導、助言を行うなど、学校運営協議会の円滑な運営の確保に努める必要がある。

六 第八項は、学校運営協議会の運営に関する事項については、教育委員会規則において定めることを規定している。このように制度の運用に関わる大部分を教育委員会規則に委ねているのは、地域の実態や学校の実情等も踏まえ、各教育委員会の判断で柔軟に運用することを可能とするためである。各教育委員会は、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、学校運営協議会の運営に関する事項について責任をもって定めるとともに、その内容について広報、周知に努める必要がある。

七 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二三年法律三七号）により、市町村教育委員会の所管に属する学校について学校運営協議会を置く学校の指定に当たって、都道府県教育委員会との事前協議を義務付けていた第九項が削除された。

<注解>

- 1 地方公共団体の教育委員会などの執行機関は、法律又は条例で定めるところにより、「附属機関」として、その担任する事務について調停、審査、審議、調査を行うための機関を置くことができるとされている（自治法一三八の四三）。
- 2 「職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員その他当該学校の職員がすべて含まれる。
- 3 地方公務員の任用の方法については、地方公務員法上、採用、昇任、降任、転任の四種が規定されている（地公法一七条）が、このうち降任については、法律で定める場合でなければ職員の意に反して行うことができない分限処分（同法二七条、二八条）であり、意見の対象とはならない。
- 4 内申については、都道府県教育委員会において尊重することが現行法文上は明記されていない（法三八条）。これは、内申が都道府県と市町村の相互の協力により県費負担教職員の人事の円滑な実施を行うためのものであることから、本来的に都道府県教育委員会においてはこれを尊重することが当然に予定されているものである。また、原則としては内申を得ずに任命権は行使できないこととされていると考えられるからである。学校運営協議会の意見は、内申と異なり、都道府県教育委員会に対して一方的に述べられるものであり、都道府県教育委員会において適切に考慮されるべきことを明らかにするために、「意見を尊重する」ことを法文上規定したものである。

関係通知(抜粋)

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成16年6月24日文科科学事務次官通知）

このたび、別添のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成一六年六月九日法律第九一号をもって公布され、平成一六年九月九日から施行されることとなりました。

今回の改正は、中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」（平成一六年三月）、「教育改革国民会議報告－教育を変える一七の提案－」（平成一二年一二月）及び総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第三次答申」（平成一五年一二月）等を踏まえ、公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等により構成される学校運営協議会を設置できるようにすることを目的として行うものである。

今回の改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、地域の実情に応じて適切な取組を進めていただくよう願います。

また、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び市町村長に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

記

第一 改正の趣旨

公立学校の運営についての地域の住民や保護者等の意向等が多様化、高度化している状況に的確に対応し、公立学校教育に対する国民の信頼に添えていくためには、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させる仕組みの導入が必要である。このため、校長と地域の住民、保護者等が、共同して地域づくりを行うとともに、より透明で開かれた学校運営を進め、地域に信頼される学校づくりを実現する観点から、各教育委員会の判断により、地域の住民や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参画する合議制の機関として学校運営協議会を設置することを可能とするものであること。

なお、各教育委員会においては、地域や学校の実態や要望を十分に踏まえ、今回の学校運営協議会の導入を含め、所管に属する公立学校の管理運営の改善に引き続き取り組むとともに、学校運営協議会制度の趣旨、内容等について、地域の住民や保護者等に対して十分な広報、周知に努める必要があること。

第二 改正法の概要

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとし、その委員については、教育委員会が任命するものとしたこと。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第四七の五第一項、第二項）
- 2 当該学校の校長は、当該学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないこととしたこと。また、学校運営協議会は、当該学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができることとしたこと。（法第四七条の五第三項、第四項）
- 3 学校運営協議会は、当該学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができることとし、任命権者は、当該職員の任用に当たっては、その意見を尊重するものとしたこと。（法第四七条の五第五項、第六項）
- 4 教育委員会は、当該学校の運営に現に著しい支障が生じていると認められる場合等は、指定を取り消さなければならないこととしたこと。（法第四七条の五第七項）

- 5 学校の指定の手続等学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定めるものとしたこと。（法第四七条の五第八項）

6 （略）

- 7 改正法は、公布の日（平成一六年六月九日）から起算して三月を経過した日（平成一六年九月九日）から施行することとしたこと。

第三 留意事項

1 第一項関係（学校運営協議会の設置）

今回の学校運営協議会は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、学校運営の在り方の選択肢を拡大するものであり、学校の指定については、学校の管理運営の最終的な責任を有する教育委員会の責任において判断されるものであること。

その際、各教育委員会は、地域の特色や学校の実態を踏まえつつ、地域の住民や保護者の要望を的確に反映して指定を行う必要があること。

なお、学校運営協議会は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校（注：当時）及び幼稚園について設置されるものであること。

2 第二項関係（学校運営協議会の委員）

- （1）学校運営協議会は、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手續に関与する一定の権限が付与される機関であることから、その委員については、設置者である教育委員会の責任において人選が行われ、任命されるものであること。その際、幅広く適任者を募る観点から、例えば、公募制の活用等選考方法を工夫するとともに、地域の住民や保護者等へ広報、周知に努めること。

なお、地域の住民、保護者以外の委員については、学校運営協議会が設置される学校の校長、教職員、学識経験者、関係機関の職員等が想定されること。

- （2）委員については、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、適切な人材を幅広く求めて任命するとともに、学校運営協議会において合議体として適切な意思形成が行われるよう、研修等を通じ、委員が学校運営協議会の役割や責任について正しい理解を得るよう努めること。

- （3）学校運営協議会の委員は、特別職の地方公務員の身分を有することになるものであること。なお、委員については、児童生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則において守秘義務を定めるなどの適切な対応が必要であること。

3 第三項関係（学校運営に関する基本的な方針の承認）

- （1）学校運営協議会が行う承認は、学校運営協議会を通じ、地域の住民や保護者等が、校長と共に学校運営に責任を負う観点から、校長が作成する学校運営の基本方針に地域の住民や保護者等の意向を反映させる観点から行われるものであること。

- （2）校長は、承認された学校運営に関する基本的な方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行うものであること。

- （3）教育課程の編成以外の学校運営に関する基本的な方針の対象となる事項としては、一般的には、施設管理、組織編成、施設・設備等の整備、予算執行等に関する事項が考えられるが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定めるものであること。

4 第四項関係（運営に関する意見の申し出）

学校運営協議会は、学校運営に関して協議する機関として設置されるものであることから、基本的な方針の承認に止まらず、当該学校の運営全般について、広く地域の住民や保護者等の意見を反映させる観点から、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができる旨を明確にしたものであること。

5 第五項関係（教職員の任用に関する意見）

- (1) 地域に開かれ、信頼される学校づくりの観点から地域の住民や保護者等の学校運営に関する要望について、より一層の反映が図られるよう、当該学校の教職員人事について、地域の住民や保護者等が学校運営協議会を通じて直接任命権者に意見を述べられることとしたこと。
- (2) 本項の対象となる「職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、学校栄養職員及び事務職員その他当該学校の職員がすべて含まれること。
- (3) 本項に基づく学校運営協議会の意見は、当該学校の運営の基本的な方針を踏まえて実現しようとする教育目標、内容等に合った教職員の配置を求める観点からなされるものであり、一般的、抽象的な意見及び特定の職員についての具体的な意見のいずれについても述べることができること。また、「採用その他の任用」とは、採用、転任、昇任に関する事項であり、分限処分、懲戒処分などについては本項に基づく意見の対象とはならないこと。
- (4) 校長、教育委員会においては、学校運営協議会が本項に基づく意見を述べようとするに当たって、適切な意思形成を行えるよう十分な情報提供に努めること。
- (5) 学校運営協議会を設置する学校に関しても、市町村教育委員会の内申権、校長の意見具申権には変更が生じないものであること。したがって、学校運営協議会の意見の有無や内容にかかわらず、校長は意見具申を行うことが可能であるとともに、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって任命を行う必要があること。その際、市町村教育委員会は、内申の内容について、学校運営協議会の意見の内容との調整に留意すること。
- (6) 県費負担教職員に関する学校運営協議会の意見については、設置者としてその内容を了知しておく必要があることから、手続上、市町村教育委員会を經由して都道府県教育委員会に提出されるものであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではないこと。

6 第六項関係（任命権者における意見の尊重）

- (1) 学校運営協議会の意見は、任命権者の任命権の行使を拘束するものではなく、任命権者は、最終的には自らの権限と責任において任命権を行使するものであるが、任命権者においては、学校運営協議会の意見を尊重し、合理的な理由がない限り、その内容を実現するよう努める必要があること。
- (2) なお、第五項に基づく学校運営協議会の意見と異なる内容の任命権の行使を行う場合には、その理由を明らかにするなど説明責任を果たす必要があること。

7 第七項関係（指定の取消し）

- (1) 学校運営協議会の活動により当該学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、教育委員会は、指定を取り消し、教育活動の円滑な実施が損なわれないようにしなければならないこと。なお、指定の取消しを行う必要がある場合として、学校運営協議会として意思形成が行えない場合等が想定されるが、取消し事由については、あらかじめできる限り具体的に定めておくことが望ましいこと。

- (2) 教育委員会は、学校運営協議会の運営の状況についての確かな把握に努めるとともに、必要に応じて学校運営協議会及び校長に対して指導、助言を行うなど、学校運営協議会の円滑な運営の確保に努めること。

8 第八項関係（諸手続に関する教育委員会規則の定め）

学校運営協議会の運営に関する事項については、地域の実態や学校の実情なども踏まえ、各教育委員会の判断で柔軟な運用が可能となるよう、教育委員会規則において定めることとしているものであり、各教育委員会は、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、責任をもって定めるとともに、その内容について広報、周知に努めること。

(1) 「指定及び指定の取消しの手続並びに指定の期間」

指定及びその指定の取消しの手続については、地域の住民や保護者の意向等を適切に反映したものとするとともに、その基準等についてあらかじめ定めておくことが望ましいこと。具体的には、学校の指定の際、あらかじめ当該地域の住民や保護者から意向を聴取することなどが考えられること。

また、指定の期間ごとに学校運営協議会の活動状況や当該学校の運営状況等を確認、評価し、当該学校の運営の改善を進める必要があること。

(2) 「学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期」

学校運営協議会の委員については、委員の構成、人数、選考方法等も含め、任免に当たっての必要な規定を整備する必要があること。また、任期ごとにその活動状況を把握し、適任者の任命に努めること。

(3) 「学校運営協議会の議事の手続」

学校運営協議会は、合議制の機関として意思決定を行うものであり、開催の手続、議長を選出、議決方法などについてあらかじめ規定することが必要であること。

(4) 「その他必要な事項について」

その他教育委員会規則で定めることが必要な事項としては、守秘義務等委員の服務に関する事項、学校運営協議会の運営の評価に関する事項などが考えられること。

9 (略)

10 その他

(1) 学校の裁量拡大

各教育委員会は、学校運営協議会を設置する学校について、学校運営の基本的な方針に沿って、特色ある学校づくりを進める観点から、校長裁量予算の導入や拡充、教育委員会への届出、承認事項の縮減等、学校の裁量の拡大に積極的に取り組む必要があること。また、その他の学校についても、同様に学校裁量の拡大に努めること。

(2) 学校評議員との関係

学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、学校運営協議会は、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関であるなど、その役割が異なるものであることから、その設置については、教育委員会が学校の状況や地域の実情に応じて適切に判断されるものであること。

(3) 点検、評価等

学校運営協議会を置く学校については、学校運営協議会においても学校の運営状況等について評価を行うなど、十分な自己点検・評価に取り組むとともに、学校運営協議会の運営の状況や協議の内容等も含め、地域の住民や保護者に対する情報公開について一層の取組を進める必要があること。

また、教育委員会としても学校運営協議会を含めた学校の運営状況等について定期的な点検・評価を行い、その際、第三者評価について積極的に取り組む必要があること。さらに、それらの点検・評価結果について、保護者等に対する情報公開を徹底する必要があること。

(4) 学校の名称

学校運営協議会を設置する学校については、各教育委員会の判断で「地域運営学校」、「コミュニティー・スクール」等と、適宜名称を付することも可能であること。

(5) 児童、生徒の意見

学校運営協議会において必要と認める場合には、児童、生徒の発達段階に配慮しつつ、当該学校の児童、生徒に意見を述べる機会を与えるなどの工夫を行うことも差し支えないこと。

(以下略)

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

1. 制度の概要

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度の導入(H16)により、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進する。

これにより、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の実現を図る。

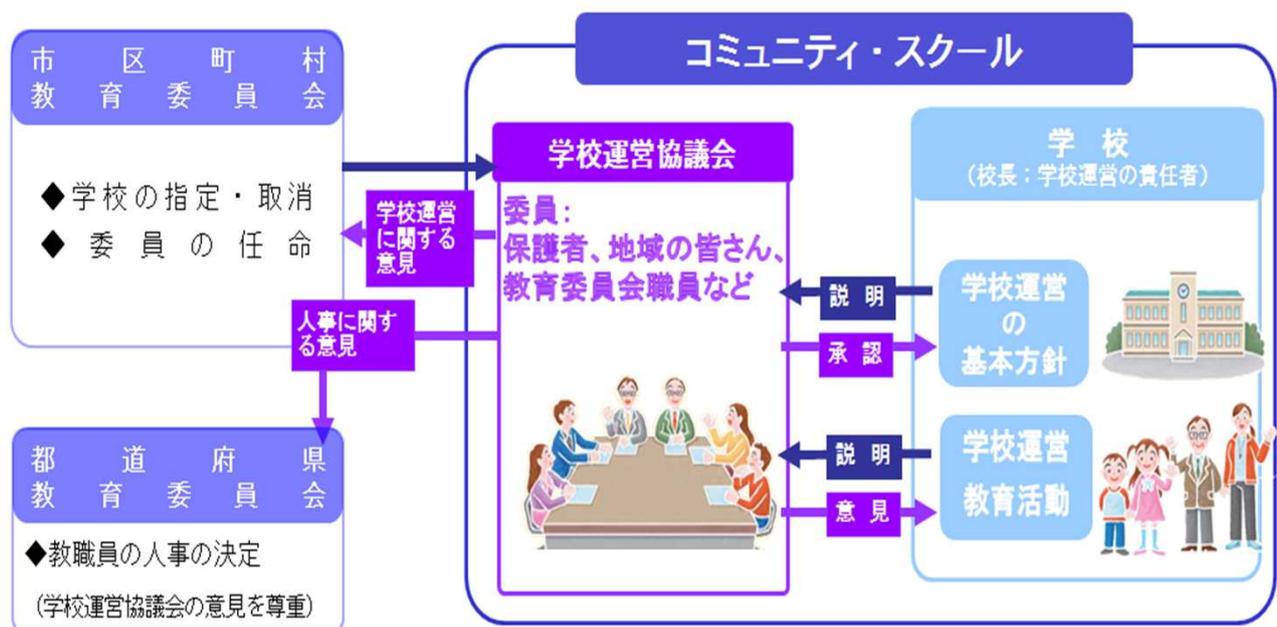
<学校運営協議会の主な役割>

(対象: 公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五)

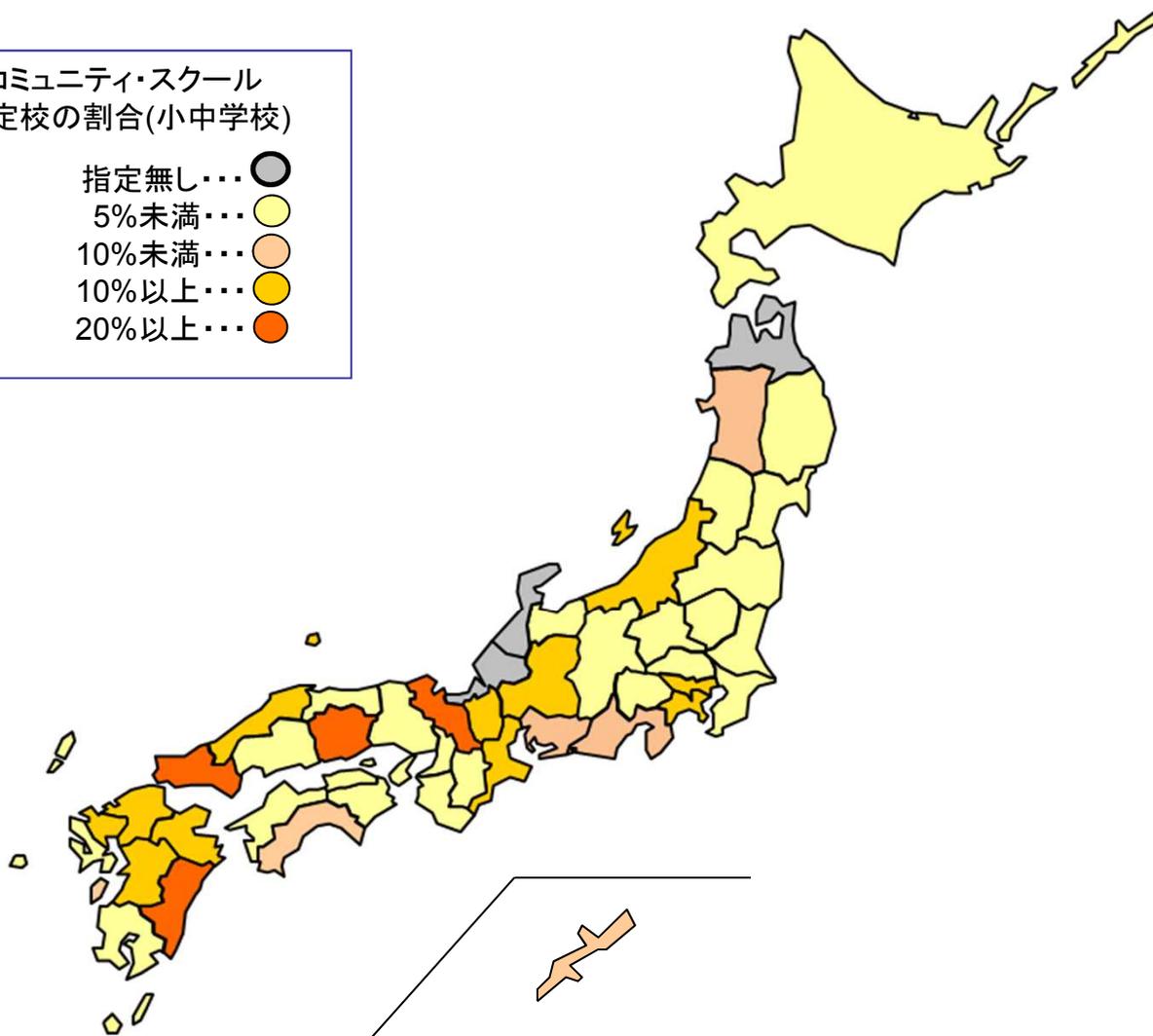
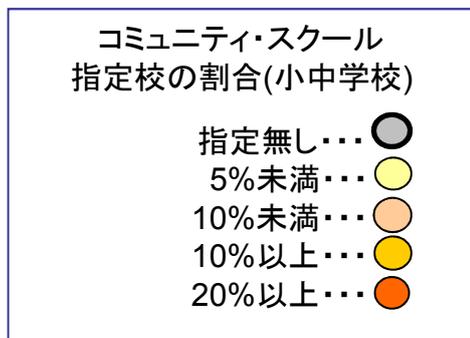
- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を出すことができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を出すことができること
(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用する)

<コミュニティ・スクールのイメージ>



平成27年度 コミュニティ・スクールの指定状況

コミュニティ・スクール：44都道府県内 2,389 校
 (幼稚園95、小学校1,564、中学校707、高等学校13、特別支援学校10)



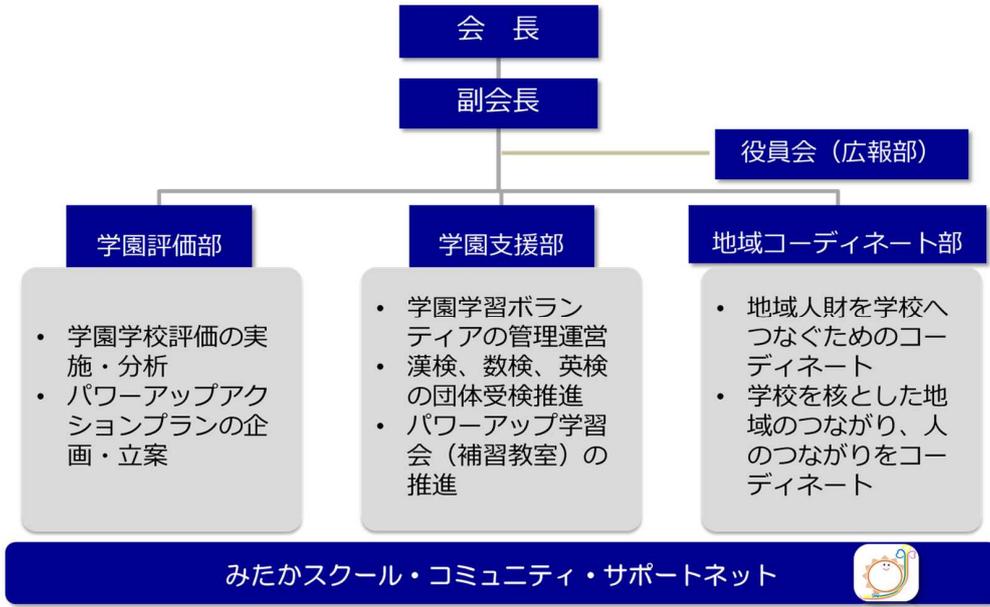
※沖縄県は地図を拡大しています。

H26. 4. 1		470校増	H27. 4. 1	
幼稚園	94 園		幼稚園	95 園
小学校	1,240 校	小学校	1,564 校	
中学校	565 校	中学校	707 校	
高等学校	10 校	高等学校	13 校	
特別支援学校	10 校	特別支援学校	10 校	
合計	1,919 校	合計	2,389 校	

小中9年間の子供の育ちを地域ぐるみで支援（東京都三鷹市）

- 平成20年度までに市内全22校を指定し、全中学校区で**小中一貫コミュニティ・スクール**を推進。
- 各小中学校の地域住民等が、小中一貫教育校（＝学園）の学校運営について一体となって協議・支援。
- 学園を構成する全ての指定学校の学校運営協議会で組織するコミュニティ・スクール委員会を設置し、学園内の各学校の運営に参画。
- コミュニティ・スクール委員会には、**評価部会、支援部会、広報部会等の部会を設置**し、委員が地域の力を学校教育の充実に生かすとともに、地域の活性化を図っている。

＜三鷹中央学園CS委員会の組織図と主な活動＞



委員構成
学識経験者
保護者代表（PTA）
青少年対策地区委員会
交通安全対策地区委員会
地域子どもクラブ
地域コーディネーター
主任児童委員／民生児童委員
保護司
青少年委員
住民協議会
サポートネット
地域協力者
学校代表者（学校長）
合計 24名

三鷹中央学園パワーアップアクションプラン

2015年度

三鷹中央学園
「目指す学園生像」

学校での取組

子どもの取組

家庭での取組

地域での取組

すすんで学ぶ人
確かな学力をはぐくむ

1. 魅力ある授業づくりを実践する
2. 授業内容に関連した本を紹介し、読書への興味につなげる
3. 授業と家庭学習の関連性を重視した指導を行う

1. 話をよく聞き、分からないことがあったらそのままにしない
2. 読書の習慣を身に付ける
3. 宿題を忘れずにやり、時間のけじめをつけて家庭学習をする

1. 子どもたちの学習内容に関心を持ち、声をかける
2. 本に親しむ習慣を付ける
3. 子どもが家庭学習に集中できるような環境（時間・場所）をつくる

1. 学習に関わる地域の人財や環境づくりに協力する
2. 学校図書館と地域の図書館が連携したり、読み聞かせなどのボランティアなどに協力する
3. 放課後や長期休業中に子どもたちが学べる環境づくりや子どもが挑戦できる検定（漢検、英検、数検など）を行う

感謝と思いやりの心をもつ人
豊かな人間性をはぐくむ

1. 互いを認め合える学級をつくる
2. 先生や子どもと交流し、協力関係を築く
3. 「あいさつ」は「ありがとう」「はい」を指し示す
4. 感謝の気持ちを伝える

1. 学校であったことについて家で話す
2. 友達の良いところを認めたり、思いやりのある声をかけたりする
3. 自分から進んであいさつをする
4. 自分から進んで「ありがとう」を言う

1. 家庭での対話を大切にする
2. 家庭で大人が率先して子どもにあいさつをする
3. 家庭で大人が率先して子どもに感謝の気持ちを伝える
4. 家庭で話し合い、毎日できるお手伝いを決め、継続させる

1. 子どもの体験を深める活動を行う
2. 大人が子どもにあいさつなどの手本を示す
3. 子どもを褒める場をつくる

たくましい心と体をもつ人
心身の健康をはぐくむ

1. 時空を越えて
2. 生きた
3. 運
4. 望
5. 性

義務教育9年間で育てたい子供像を明確にし、地域の方々や保護者とビジョンを共有。その上で、学校、家庭、地域、子供自身が熟議し、具体的なミッションを持って取組を実行。

の利用ルールを決める

地域・社会に貢献する人
地域を愛する心と態度をはぐくむ

1. 委員会や係活動で自分の役割をもって行動できるようにする
2. 学校行事・地域行事を通して成長する環境をつくる
3. 防災訓練を行い、災害に備える
4. 地域と関わる学習でつながりを深める

1. 自分の役割を責任をもって果たす
2. ボランティア活動・地域行事に参加する
3. 地域の防災訓練に参加する
4. 一人ひとりが安全な過ごし方を考えて生活する。子ども同士声をかけあう

1. 学校行事・地域行事に参加する
2. 地域の防災訓練に参加する
3. 家族で安全な過ごし方を考えて生活する

1. 子どもにとって安全で安心な環境をつくる

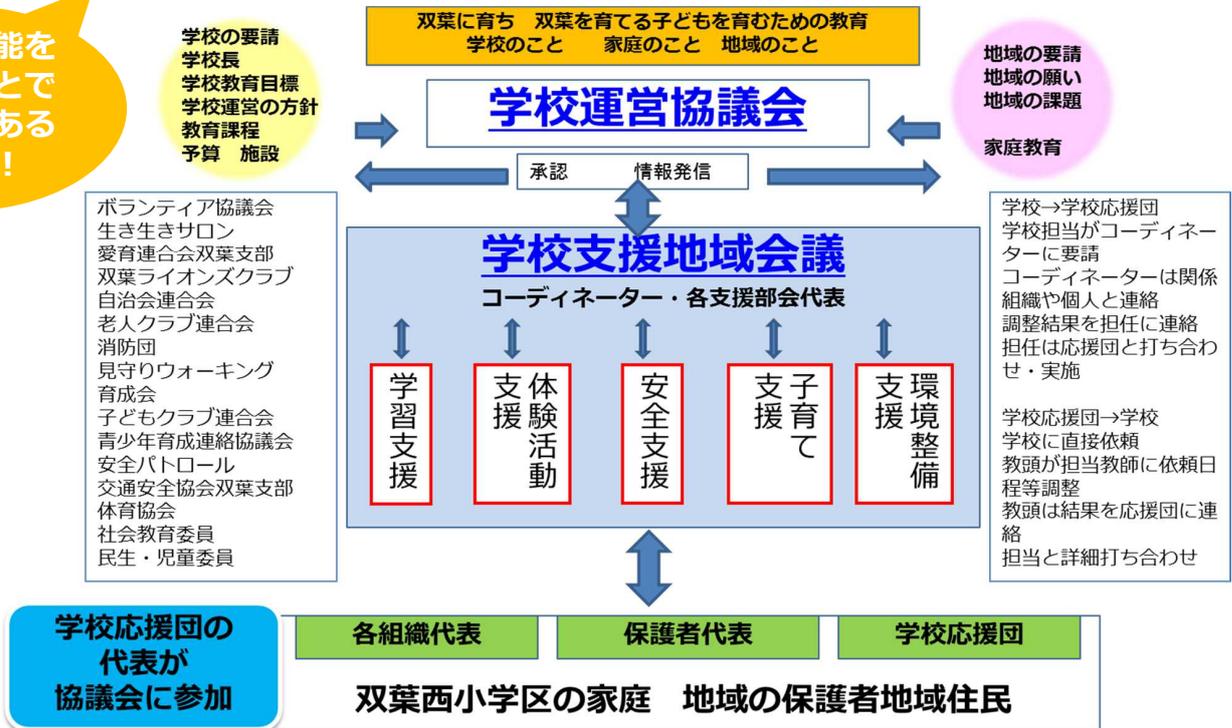
コミュニティ・スクールがつなぐ地域と学校(甲斐市)

- 24年度から双葉西小学校をコミュニティ・スクールに指定。これまで西小が長い間培ってきた実践の内容や方法、組織を、学校・地域・保護者・行政が一緒になって見直し整理した結果がコミュニティ・スクール。
- コミュニティ・スクールと学校応援団を車の両輪として一体的に推進。

学校運営協議会 = 学校運営に地域住民の声を反映させるための協議の場
学校応援団 = 地域住民による学校支援活動が円滑に行われる仕組み

今あるものを
生かす視点！

2つの機能を
有することで
必要感のある
CSに！



学校評価と学校支援地域本部を一体化した取組(岡山県矢掛町)

● 学校評価をベースにコミュニティ・スクール連絡協議会を導入

平成18～21年度に実施した学校評価システム構築や第三者評価等の調査研究をもとに、平成23年度から町内全校をコミュニティ・スクールに指定。
 学校運営協議会委員の人数を9～13名とし、当該校の教職員3名以外の地域住民、保護者代表、学識経験者は全て学校関係者評価委員を兼任。
 年4～5回の学校運営協議会において、学校基本方針の承認、学校関係者評価の実施、町教委・県教委への要望の検討、次年度の基本方針についての協議と承認を実施。

● 学校支援地域本部事業との連携で地域に支えられる学校に

平成20年度に学校支援地域本部事業を受託し、平成21年度からは各小中学校に地域コーディネーターを配置。
 学校運営協議会委員の中に、地域コーディネーターや公民館関係者等が入ることで、学校支援地域本部事業等との連携が強化。
 (学習支援、登下校安全、環境整備等のボランティアを的確に配置することが可能に)



子ども観光ボランティア

● 児童生徒が地域行事に参画し、地域を支える学校に

児童生徒が地域行事へ参加するだけでなく、ボランティアとして地域行事を支えたり、行事の企画・運営に参加したりすることで、地域を支える学校になることを目指している。
 (例) ・子ども観光ボランティア
 ・地域の祭りの餅つきボランティア
 ・地域・小学校合同運動会ボランティア



地域の祭りの餅つきボランティア

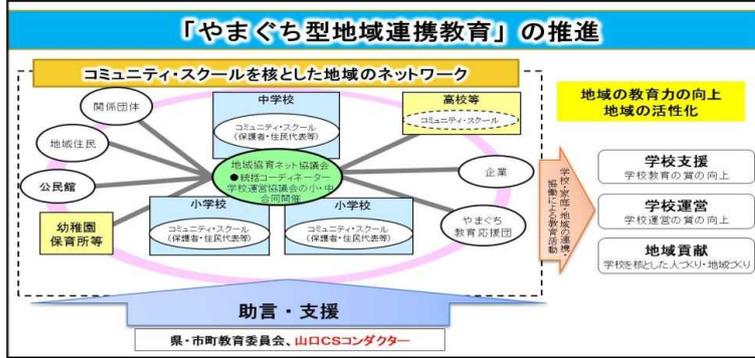
コミュニティ・スクール推進に向けて教育行政が担う役割

社会総がかりによる「地域教育力日本一」の取組の推進

山口県教育委員会

コミュニティ・スクール数：小学校264校（300校中） 中学校143校（151校中） 設置率：90.2%/平成27年4月1日現在

●「やまぐち型地域連携教育」の推進



山口県では、コミュニティ・スクールが核となり「地域協育ネット」の仕組みを生かした取組を推進。各中学校区で地域のネットワークを形成し、学校、家庭、地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」を推進。

【地域協育ネット】

おおむね中学校区を一つの単位とした、幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための仕組み（H26年度末で県内全中学校区に設置）

●学校教育部局と社会教育部局が連携した研修会等の実施

全国に本県の取組を発信する「山口県コミュニティ・スクール推進フォーラム」（H27.12月開催予定）をはじめ、学校関係者や地域関係者等を対象とする県内全域の研修会（「地域教育力日本一」研修会）及び県内7地域での研修会を実施し、好事例の普及とともに推進の気運を醸成。また、行政担当者（指導主事・社会教育主事等）の連絡会議を実施し、双方が連携してコミュニティ・スクールと地域協育ネットを一体的に推進。



「地域教育力日本一」研修会における熟議（全県から400名の学校関係者、地域関係者が参加）

●これまでの成果と課題

- 成果：学校への理解・協力が進み、学校課題の解決や学校支援活動、学校の地域貢献活動の充実に寄与。
- 課題：学校によって取組に差が見られ、好事例の普及や人材育成等、行政による支援が必要。

コミュニティ・スクールへの移行を視野に入れた「熊本版コミュニティ・スクール」の推進

熊本県教育委員会

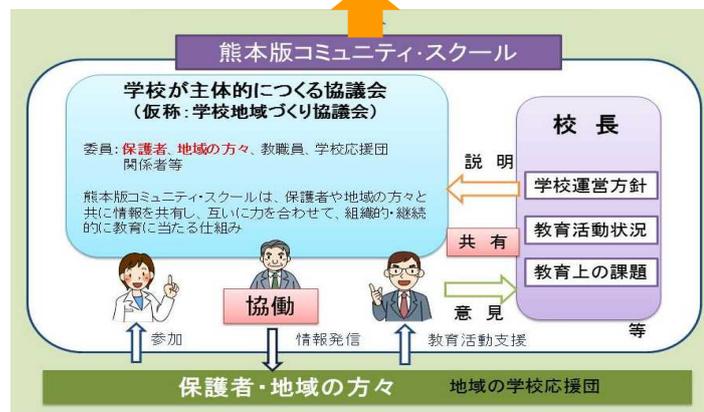
コミュニティ・スクール：59校（小33校、中26校）

熊本版コミュニティ・スクール：74校（小58校、中16校）/平成27年4月1日現在

●学校運営協議会の要件と権限を緩和し、学校が主体的に協議会を設置

熊本県では、地域に開かれた学校づくりを目指して、「教育振興基本計画」にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進を掲げ、拡充に向けた取組を推進。その前段階として、コミュニティ・スクールに指定されていない学校に、法的な要件や権限を緩和した「熊本版コミュニティ・スクール」を平成24年度から導入し、家庭・地域と連携・協働して児童生徒の成長を支えていく仕組みを整え、開かれた信頼される学校づくりを推進。そして、学校支援地域本部等との連携など、段階的に国の「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」への移行につなげている。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）



●『熊本版コミュニティ・スクール』の普及・啓発に向けて

「熊本版コミュニティ・スクール」では、「学校」が主体的に保護者と地域の方々が参加する協議会を設置し、各学校の教育課題等を共有。そして、その課題解決や改善に向けて共に話し合い、協力し、一体となって組織的かつ継続的に教育活動に取り組んでいる。

また、「熊本版コミュニティ・スクール」についての趣旨の理解を深め、その導入を進めるとともに「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の一層の拡充を図ることを目的として、地区別推進シンポジウムを開催。（平成26・27年度：10地区で開催）



【地区別推進シンポジウムの様子】